令和７年　第１回　新富町農業委員会会議録

（令和７年１月２８日）

新　富　町　農　業　委　員　会

令和７年　第１回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和７年１月２８日（火）
召集の場所	新 富 町 役 場
開閉会日時 及び宣言	開会　令和７年　１月２８日　午後　　１時５５分　　議長 閉会　令和７年　１月２８日　午後　　２時３０分　　議長

応召集委員及び出席並び欠席委員	議席番号	氏　　名	出欠	議席番号	氏　　名	出欠
	１番	平下　裕敏	○	９番	長友　保	○
	２番	前田　章男	○	10番	猪俣　忠	○
	３番	山口　弘安	○	11番	中山　真一	○
	４番	芳野　京子	○	12番	仲原　亨	○
凡　例	５番	井﨑　誠	○	13番	倉永　英生	○
○　出席	６番	藤井　貞敏	○	14番	新惠　浩二	○
×　欠席	７番	太田　茂	○	15番	長友　嘉美	○
	８番	鬼塚　眞理子	○	16番	出口　幸一郎	○

会議録署名委員	８番　鬼塚眞理子　委員　　９番　長友　保　委員					
職務のため会議に出席した者の職氏名	局　長	宮本　信一	○			
	局長補佐	嶋末　剛	○			
	主幹兼係長	池田　美季	○			
	係長	中谷　静江	○			

会議に付した事件	別紙のとおり
議　事　日　程	別紙のとおり
会　議　の　経　過	別紙のとおり
議　　案　　写	省　　略
傍聴人	

付議した案件

(1)　農地法第３条の規定による許可申請承認について

(2)　農地法第５条に係る買受適格証明について

(3)　農用地利用集積計画の決定について

(4)　農用地利用集積計等促進計画（案）について

(5)　令和７年度農作業料金【参考】（案）について

会議の日程

日程第１

会議録署名委員の指名について

日程第２

会期の決定について

日程第３

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請承認について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請承認について

議案第３号　農用地利用集積計画の決定について

議案第４号　農用地利用集積計等促進計画（案）について

議案第５号　令和７年度農作業料金【参考】（案）について

議長　　ただ今から、令和７年第１回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員８名、農地利用最適化推進委員８名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長　　12 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長　　日程第１　会議録署名委員の指名を行います。
　会議録署名委員に８番　鬼塚眞理子委員、９番　長友　保委員を指名いたします。

議長　　日程第２　会期の決定の件を議題といたします。
　お諮りします。本定例会の会期は本日１日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長　　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

議長　　それではさっそく議事に入りたいと思います。
　日程第３　議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長　　その１について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局　　その１についてご説明いたします。
　譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字日置字■■■■■■■の田で 1,150 ㎡です。所有権移転の経営規模拡大で親族間での無償贈与となっております。
　次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長　　担当委員の補足説明はないですか。

出口　　ないです。

議長　　次に、その２について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局　　その２についてご説明いたします。
　譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■■の田で 200 ㎡です。所有権移転の経営規模拡大で知人間での無償贈与となっております。
　次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長　　担当委員の補足説明はないですか。

長友保　　ありません。

議長　　次に、その３について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局　　その３についてご説明いたします。
　譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■■の畑で 393 ㎡です。所有権移転で 10a あたり■■■■円の対価額は■■■円となっております。
　次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、現在耕作されていませんでしたが、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長　　担当委員の補足説明はないですか。

猪俣　　ありません。

議長　　ただ今、説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長　　質問はないですか。

議長　　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第１号について承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第１号については申請どおり承認されました。

議長　　次に、議案第２号 「農地法第５条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長　　それでは、その１について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その１についてご説明いたします。現地調査資料の１ページ目をご覧ください。借受人は■■■■さん、貸渡人は■■■■さんで、申請地が大字新田字■■■■■■■■及び■■■■の２筆になります。登記地目が畑の 498 ㎡です。■■■地区の県道沿いの■■■■の南側に 10m進んだ土地になります。２ページの利用計画図をご確認ください。（航空写真で現地を示して説明）申請内容は一般個人住宅建築となります。申請理由は議案書記載のとおりでございます。対象地は周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第２種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長　　それでは地元委員も兼ねて、現地調査の報告をお願いします。

12 番　　仲原　亨　委員

仲原　　12 番仲原が説明いたします。現地調査をしました。結果的に周りへの土砂の流失はありません。また、排水に関しては側溝が近くにあるので接続は問題ないと思います。周囲の田畑への日当たりとか風等は問題ないと判断しております。以上です。

議長　　次に、その２について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その２についてご説明いたします。
現地調査資料の３ページになります。借受人は■■■■■■■株式会社、貸渡人は■■■■さん、申請地は大字上富田字■■■■■■で■

■■■地区にある■■■■■■■■■農場の西側の■■■■に隣接した土地になります。(航空写真で現地を示して説明) 登記地目が田の 1,293 ㎡です。申請内容は集出荷施設、育苗ハウス、駐車場で農業用施設整備になります。建築面積は 635.25 ㎡です。現地調査資料４，５目ページの利用計画図と航空写真をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりです。農地区分は農用地区域内農地で農用地利用計画に指定された用途の農業用施設用地になっておりますので、目的どおりに農業用施設を建設するということで不許可の例外に該当判断しております。なお、追認案件となります。説明は以上です。

議長　　それでは地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

13 番　倉永　英生　委員

倉永　　13 番倉永が現地調査の報告をいたします。現地はすでに農業用施設が設置されておりまして、利用に当たっても適法に利用されていることを確認いたしました。以上です。

議長　　次に、その３について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その３についてご説明いたします。現地調査資料の６ページ目をご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんで、申請地は大字新田字■■■■■■、登記地目が田の 9.12 ㎡で、■■地区集会所から南西へ 60ｍほど進んだ土地になります。(航空写真で現地を示して説明) ７ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は農家住宅敷地の拡張となります。申請理由は議案書記載のとおりで、第１種農地と判断しておりますが「既存施設の拡張（拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限る。)」ということで、不許可の例外に該当いたしますので許可相当と判断しております。隣接する既存の敷地面積 501.47 ㎡に対して拡張面積が 9.12 ㎡ですので２分の１以内となります。なお、追認案件となります。説明は以上です。

議長　　それでは地元委員も兼ねて、現地調査の報告をお願いします。

６番　　藤井貞敏　委員

藤井　　６番藤井が現地調査の報告をいたします。先ほど説明がありましたとおり、申請人の越境があり、最初作られている状況だったんですが、ここを転用されるということで、横の土地もきちんと整理されていまして、管理上なんら問題ないと思います。以上です。

議長　　ただ今、議案第２号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長　　質問はないですか。

議長　　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第２号について承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第２号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長　　次に、議案第３号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第３号の提案理由についてご説明いたします。議案第３号農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用促進計画を決定するために議案として上程するものでございます。以上です。

議長　　それでは、その１の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

13 番　倉永英生　委員

倉永　　申請番号１番。譲渡人は山梨県■■■■■■■■■■■■■■■の■■■■さん、譲受人は児湯郡新富町大字■■■■■■■■の■■■さん。現地については■■■■で現況が田で面積は 950 ㎡です。１筆です。10a 当たり■■■■円ということで、引渡日が令和７年２月 10 日という事になっています。これは太田委員との共同あっせんです。以上です。

議長　　次に、その２の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

議長　　14 番　新惠浩二　委員

新惠　　14 番新恵が申請番号２番を説明します。譲渡人が児湯郡新富町大字新田■■■■■■■の■■■■さん、譲受人が新富町大字新田■■■■■■の■■■■さん。所在地が新田■■■■■■■で登記地目が畑の１筆です。面積が 5,084 ㎡です。10a 当たり■■■円で経営規模拡大の引渡日が令和７年２月 28 日です。鬼塚委員との共同あっせんです。

議長　　次に、その３の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

議長　　12 番　仲原　亨　委員

仲原　　12 番仲原が申請番号３番について説明いたします。譲渡人は日向市に住んでおられる■■■■さん、譲受人は新富町大字新田■■■■■の■■■■さんです。所在地は新田原■■■■の畑で 3,972 ㎡と田で■■■の 477 ㎡の２筆となります。経営規模拡大で 10a 当たり■■■円の売価が■■■■■円となります。引渡時期は令和７年２月 13 日です。これは平下会長とのあっせんです。以上です。

議長　　ただ今、議案第３号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長　　質問はないですか。

議長　　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第３号について承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第３号については承認されました。

議長　　次に、議案第４号「農用地利用集積等促進計画（案）ついて」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第４号の提案理由についてご説明いたします。議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進

に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものでございます。説明については以上でございます。

議長　　それでは、その 1 からその 15 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局　　議案第４号についてご説明いたします。
　申請番号 15 号と 16 号につきましては、議案配布直前に農地中間管理機構から取り下げの連絡がありました。差し替えが間に合わないため、議案に赤斜線を入れておりますのでご了承ください。農地中間管理事業の日置田、その他の地区及び個別案件で、賃貸借が 12 件、使用貸借 3 件の計 15 件になります。なお、借り手予定者につきましては、15 ページの様式第７号の農地利用集積等促進計画（案）をご確認ください。説明については以上でございます。

議長　　ただ今、議案第４号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

出口　　議案番号６番では河野友秀さんとなっていて一覧表では、長友さんになっていて違っているが。

議長　　正式には河野さんが正解ですので、促進計画の一覧表は訂正をお願いします。

議長　　ほかに質問はないですか。

議長　　質問等はないですか。

議長　　それでは、質問もないようですので採決いたします。
　議案第４号について承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第４号については承認されました。

議長　　次に、議案第５号「令和７年度農作業料金について【参考】」を議題といたします。

議長　　議案の内容について事務局の説明を求めます。

事務局　　それでは事務局から説明申し上げます。
　令和７年度の農作業（参考）料金につきましては、先日、開催されました西都児湯管内農業委員会事務局長会議におきまして審議を行いました。審議には、公益社団法人尾鈴農業公社の作業料金を参考に行いました。結果、宮崎県の最低賃金が上がったことを受けまして、一般作業料金のみ改定することで決定いたしました。それを基に、新富町農作業料金を決定したいと思います。説明は以上になります。

議長　　ただ今、議案第５号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

井﨑　　結局、それ以外が上がっていないというのは現実的に安すぎるんですよね。これ結構だいぶん前から上がってないですよね。ま、それが基準でいいんだろうけど、尾鈴さん自体が下げすぎているとは聞いていた。だからそこは現実に沿って全体的に上げないと。結局、燃料代も上がったし、機械が何かあった時に修理したら修理代もかかるので、そういうのを考えたらこの値段じゃできないというのが現実だと思うんです。ドローンにしても確か 1,800 円は安いんじゃないか。基準がやはり 2,000 円ぐらいないと。最低でも 2,000 円でも安いぐらいだけど。やはりその辺を今後、来年以降考えてほしい。

事務局　　実は会議の前に会長とお話して、ちょっと上げた方が良いんじゃないかという意向で会議に出席したんですけど、米の値段も上がっているしそういう諸々の値段も上がっているからという話をしたところでした。しかし、ある町が毎年、米の集荷量を農業の担当課が刈り取って等級とかを見ているということですけど、やはり白濁していてあんまり質が良くなかったということで、結局は米の値段が上がっいても収入が上がっていないと言う話の意見が出て、結局はそこが落としどころになってこの値段に落ち着いたという事です。

猪俣　　この価格は、私は宮崎市の農業委員会の価格と比較を常にしているんですけど、この稲刈り賃を見たとしても 10a 当たり 17,300 円というのは、まったく今はないですもんね。宮崎は普通の通常のコンバインで刈って縄で落としやつでも、反当たり２万円を超しているんですよ。うちの場合は、コンバインで刈ったあとカットしていってるから。受

けた時に短く切って、それでカットしてやったら通常２万５千円取るんです。通常でも宮崎関係になってくると２万円超しているからですよ。いま井﨑委員が言われたように、油関係が結局ガソリンと一緒の価格みたいに 160 円 170 円になって来ているからですよ。西都市の農業委員会でもやはりこの値段では低いと思うんですよ。話し合いの中では。西都市としても。但し、いま言った様に川南関係が入って来ているから、実質そことは児湯管内だから一緒じゃないといけないということは大変わかるんですよ。これをまた新富町の作業賃金で新富町内で流すというのは、これを貰っていればこれでいいですかと、受ける人たちはこれを見た時にこれじゃできないと必ず出るんですよ。基準がこれになっていると作業をお願いした人達はこの単価でいいでしょうという感じなんですよ。別途という形になっているけど、なかなか別途が難しいですよ。どこまでしたら千円取ってもいいよ、２千円取ってもいいよと。稲刈りに行ったときに圃場の稲が真っすぐ立っている時はこの価格でいいけど、倒れている時にはそれに上乗せで２千円ついて２万円ぐらいになりますよとかは自分達も言いやすいですけど。じゃないと機械が壊れた時に修理代も出らんがこの単価じゃという話だったらいいんですけど。通常きれいに立っていてもこの値段じゃちょっとですね。

事務局　また、機会があれば発言していきたいと思います。ただ、あくまでも参考ということで、これで決まりということではないので。目安がないと中々なので交渉の際の基準を決めているんですけど。これで払いなさいという話ではないということで。

猪俣　基準が高かったら、もうちょっと下げてくれないかという話になって、じゃもうちょっと考えようかという話になるんだけど、作業を受けた人達は、これ低いんだけどもっちょっと上げて欲しいとはなかなか言いにくいんですよ。そういうのも出てくるし、お互い頼む人頼まれる人ときれいに書いてあるからですよ。

事務局　また、皆さんももし聞かれた時は、この値段にしなければいけないという事ではなくて今言った状況で。

井﨑　消費税がついても、そのあたりが籾摺り組合の３町だけも消費税だけ上がったんですよ。それでも足りないんだけど。ただ、消費税は別途という形を取っていかないと内で入っているというのは、なお厳しい

と思うんですよ。

太田　　これ何年この値段。

事務局　　３年か４年に上げています。１回上げています。

猪俣　　結局、肥料高騰とかなってくると自分達も絡んでくるからですよ。油関係も、他の物でもコストは上がっていっているのに刈賃の方は上がってないよというと若干おかしくなるなと。

太田　　なんもかんも値上がりしているのにこれだけ安いというのはおかしいもんね。

井﨑　　続いているとですね。

猪俣　　町内で農作業受託をされている人は結構いると思うんですよ。そういう人達の会合でもあれば話が出来るんですけど、そういうことになってくるとまた色々あるっちゃけど、一応それで統一って形になればですけど、まあ一応児湯の農業委員会があるからその中での賃料、それで単独で町は単価出しますよと紹介するのはやはり難しいでしょうから。

太田　　なんもかんも値上がりしているのにおかしいもんね。でも絶対頼む人はこれ見てからこれでいいちゃねというでしょうね。

出口　　燃料代別途とか書けないですか。じゃないと燃料が上がった時にですよ。下がった時はいいけど。上がれば上がるほど手取りが減りますもんね。

猪俣　　農作業賃金でも、結局、最低賃金が上がっているじゃないですか。農家の人たちが仕事を頼むときにはこの最低賃金の 952 円は払わないからですよ。時給千円とかというような形でいまやっていると思うんですよ。そこを見た時に自分達がそういう仕事を受けたとしても収益は出ないからですよ。だからちょっと別途で補助員を付けたとしてもその人達に最低賃金でいいかと言ったって、１日頼むのに 952 円と千円じゃ違うからですよ。無理して頼むとやはり千円ぐらい払わないといといけないからですよ。その負担は受けた人が出すという様な形にな

るからですよ。頼まれた人にいや千円をうちが出さないといけないからその分もらえないですかと言っても、その分一緒にこの中に入っているんじゃないかという人もいるからですよ。取り方ですよ。やはり難しいなと思うんです。だから上手くやっていかないといけないんだけど。

事務局　補足ですけど、表記が前年度はカッコで税抜きの金額も入れていたんですけど、尾鈴もだけど三股とか税込価格で表記しているので今回、表示の仕方だけで金額は変わらないんですけど。税込という書き方に変えています。

また、会議があった際はそういう話も出して検討していきたいと思います。尾鈴農協が先に出しているから都農や川南はそれに追随するでしょうから。

井﨑　川南都農は量が元々穫れていないから。質自体も悪いし。収量自体は各市町村の分は絶対出てくると思うんですよ。それを比べた時にこっちは絶対穫れているし、西都も新富も穫れている。高鍋木城もある程度あっちに比べれば収量あると思うんですよ。あっちは畑のようなところに作っているから違うと思うんですよ。

猪俣　新富町自体も基準反収が出るじゃないですか。410 キロとか今年は 500 キロ近くあるよとか。400 キロから 450 キロが大体、新富町の反収なんだけど。それからすればこの価格は１万円とか１万１千円というような形が出れば井﨑委員が言われたような西都市ないし新富町の場合は本当に水田地帯だからですよ、川南都農に比べると高いというような形で。今年は普通作は取れなかったというのもあるし、去年より 13,500 円ぐらい高いんですよ。そこはそんなに高いとは思わなかったけど。高くなったからですよ。で、結構穫れている。最終的にはちょっと上がった。但し、価格で補ったというような形になったんですけど。そうした時にやはりこの単価で行くと西都新富はまだ上がってもいいんじゃないかと感じですね実質的に。向こうがそういう反収とか収入関係で出した金額がこういう感じだったらですね。新富町の方が穫れていればもうちょっと出しても良い。

議長　一応これで出して。おそらく総会が今日明日各町村の総会だろうと思うんですよ。同じテーブルに載せますのでその状況をまた局長に確認してもらいます。また、色々異論が出れば局長会なり開いてもらっ

て検討してもらう様な形でですね。そういう形でとりあえずいいですか。

（　異議なしの声　）

議長　　それでは、議案第５号について承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手が全員ですので、議案第５号については承認されました。したがいまして、町ホームページ等により公表することといたします。

議長　　以上で、令和７年１月 28 日開会の第１回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了いたしました。これをもって閉会いたします。

令和７年　　月　　日

会　　長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿